

## 秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の案を公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年5月16日

秋田市長 穂 積 志

### 1 縦覧に供する書類

- (1) 金足西部地区地域計画（案）
- (2) 金足東部地区地域計画（案）
- (3) 飯島北部地区地域計画（案）
- (4) 四ツ小屋南地区地域計画（案）
- (5) 四ツ小屋北地区地域計画（案）
- (6) 仁井田地区地域計画（案）
- (7) 御野場地区地域計画（案）
- (8) 戸島地区地域計画（案）
- (9) 小平岱地区地域計画（案）
- (10) 高野三郡野地区地域計画（案）
- (11) 下黒瀬地区地域計画（案）

### 2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階  
秋田市産業振興部農業農村振興課

### 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

### 4 縦覧期間

令和6年5月16日から同月29日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

## 5 意見の申立て

各地域計画の案に対する意見については、「地域計画（案）についての意見書」を記載の上、秋田市産業振興部農業農村振興課に提出する。

なお、意見書の提出期限は縦覧期間満了の日までとする。